

参加意思確認申請書

大阪府商工労働部中小企業支援室長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年2月24日付け公示の下記業務について、応募要件をすべて満たしていることを証する書類を提出し、参加意思確認申請します。

なお、本申請書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務名 令和8年度 商店街等活性化事業業務

2. 添付資料

- ・ 応募要件確認資料《様式2》
- ・ 事業（契約）実績調書《様式3-1》
- ・ 事業（契約）実績に係る証明書《様式3-2》
※契約書等の写しが添付できる場合は、様式3-2の作成は不要
- ・ 配置予定職員調書《様式4》
- ・ 業務執行体制構築調書《様式5》
- ・ 障がい者の雇用状況について《様式6》又は「障害者雇用状況報告書」【写し】
- ・ 誓約書《様式7》
- ・ 定款又は寄付行為【写し】
- ・ 法人登記簿謄本【原本】★発行日から3カ月以内
- ・ 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書【原本】★発行日から3カ月以内
- ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書【原本】★発行日から3カ月以内
- ・ 財務諸表【写し】★最近1カ年（半年決算の場合は2期分）
（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等）

※以下は、共同企業体が申請する場合必要となる書類のため添付する場合適宜記入すること。

- ・ 共同企業体届出書《様式8》
- ・ 共同企業体協定書《様式9》
- ・ 委任状《様式10》
- ・ 使用印鑑届《様式11-1》又は《様式11-2》

資料作成者
所属・役職名
氏名
電話番号
電子メールアドレス

応募要件確認資料

業務名 令和8年度 商店街等活性化事業業務

上記業務についての、令和8年2月24日付、参加意思確認公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示に示す応募要件について

(1) 基本的要件を全て満たしていますか？

はい ・ いいえ (「いいえ」の場合、本業務への応募資格はありません。)

(2) 業務実績・業務執行等に関する要件を全て満たしていますか？

はい ・ いいえ (「いいえ」の場合、本業務への応募資格はありません。)

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

事業（契約）実績調書

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

1. 業務実績に関する要件（1）について

No	契約年月日	履行期間	契約件名	契約金額（税込）	契約の相手方

2. 業務実績に関する要件（2）について

（以下の理由により、同要件「府内商店街振興組合その他商店街任意団体との大阪府全域での広範なネットワークを有し、連携実績を有する」を満たすと証明します。）

[]

（裏面に続く）

※記入上の注意

- 1) 公示で示した応募要件を満たす契約のみ記載すること。
- 2) 契約毎に、契約年月日、履行期間、契約件名、契約金額、契約の相手方を記載すること。
- 3) 記載した契約について、契約書等の写しを添付すること。
- 4) 契約書付属文書（仕様書等）で応募要件に触れないものは、添付を省略可。
- 5) 契約書等の写しがない場合は、別紙「《様式3-2》事業（契約）実績に係る証明書」により、発注者の証明を取得し、提出すること。

令和 年 月 日

事業（契約）実績に係る証明書

（発注者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【連絡先 担当者名】

【連絡先 電話番号】

下記一覧のとおり取引があったことを証明します。

No	契約 年月日	履行期間	契約件名	業務内容	契約金額 (税込)

商店街等活性化事業業務に係る入札参加資格審査申請のため、大阪府に提出する必要がありますので、上記のとおり取引があったことを証明願います。

令和 年 月 日

（受注者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【記入上の注意】

- 1) 公示で示した応募要件を満たす契約のみ記載すること。
- 2) 契約毎に、契約年月日、履行期間、契約件名、業務内容、契約金額を記載すること。
- 3) 記載した契約（取引）があった旨を、発注者の証明を取得し、提出すること。
- 4) 証明内容について、必要のある場合、照会を行いますので、発注者側の担当者名、電話番号を明記願います。

※ 契約書等の写しが添付できる場合は、本様式の作成は不要です

配置予定職員調書

大阪府商工労働部中小企業支援室長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

「令和8年度 商店街等活性化事業」業務に配置する総括責任者、商店街等モデル創出普及事業責任者、商店街観光連携推進事業責任者は、それぞれ下表のとおりです。

1. 総括責任者

(1) 配置予定者

役職名	
氏名及び生年月日	(昭・平 年 月 日生)
住所	
入社年月日	昭・平・令 年 月 日入社

(2) 実務経験

期間	相手方	職務内容
年 月～ 年 月	年 か月	

(3) 以下の理由により、上記総括責任者が「業務執行に関する要件」を満たすと証明します。

<上記(2)「実務経験」やそれ以外の業務内容の詳細と、それぞれの支援対象、支援内容といった過去の実績・経験等を具体的に示したうえで、各要件を満たすと主張する根拠を記載してください。>

2. 商店街等モデル創出普及事業責任者

(1) 配置予定者

役 職 名	
氏名及び生年月日	(昭・平 年 月 日生)
住 所	
入社年月日	昭・平・令 年 月 日入社

(2) 実務経験

期間		相手方	職務内容
年 月～ 年 月	年 か月		
年 月～ 年 月	年 か月		
年 月～ 年 月	年 か月		
年 月～ 年 月	年 か月		

(3) 以下の理由により、上記商店街等モデル創出普及事業責任者が「業務執行に関する要件」を満たすと証明します。

<上記(2)「実務経験」やそれ以外の業務内容の詳細と、それぞれの支援対象、支援内容といった過去の実績・経験等を具体的に示したうえで、各要件を満たすと主張する根拠を記載してください。>

3. 商店街観光連携推進事業責任者

(1) 配置予定者

役 職 名	
氏名及び生年月日	(昭・平 年 月 日生)
住 所	
入社年月日	昭・平・令 年 月 日入社

(2) 実務経験

期間		相手方	職務内容
年 月～ 年 月	年 か月		
年 月～ 年 月	年 か月		
年 月～ 年 月	年 か月		
年 月～ 年 月	年 か月		

(3) 以下の理由により、上記商店街観光連携推進事業責任者が「業務執行に関する要件」を満たすと証明します。

<上記(2)「実務経験」やそれ以外の業務内容の詳細と、それぞれの支援対象、支援内容といった過去の実績・経験等を具体的に示したうえで、各要件を満たすと主張する根拠を記載してください。>

【注意】・「商店街活性化支援業務」とは、申請書作成支援や一過性・一時的なイベント等事業の企画・運営・実施ではなく、事業期間内に継続的に商店街に伴走し相談支援を行うことを意味する。

・常勤とは、期間の定めがなく雇用されている者で所定の就業時間が1週間につき30時間以上の者とします(一定期間を定めて雇用される者であっても期間の定めのない労働者と同様の状態にある者を含む。)

業務執行体制構築調書

大阪府商工労働部中小企業支援室長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

「令和8年度 商店街等活性化事業」業務内容が実現可能な体制について、下記のとおり、構築します。

障がい者の雇用状況について
【常用労働者の総数が40人未満の事業所が記入】

事業者名 : 令和8年度 商店街等活性化事業業務 _____

障がい者の雇用状況（令和 年 月 日）	
常用雇用労働者の総数（A）	人
常用雇用障害者の総数（B）	人
雇用率（ $B/A \times 100$ ）	%

令和 年 月 日
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

(元請負人用)

事業名： 令和8年度 商店街等活性化事業業務

誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	<input type="checkbox"/>
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。

大阪府知事 様

令和 年 月 日 所在地
 商号又は名称
 代表者の氏名
 代表者の生年月日 年 月 日

(1) 次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。(規則第8条及び第10条関係)

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。
 (あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。)
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、対応者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。対応者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むこととなります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）

●大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

共同企業体届出書

<p>代表構成員</p> <p>大阪府商工労働部中小企業支援室長 様</p> <p>『令和8年度 商店街等活性化事業業務』に係る参加意思確認申請について、下記の者と合同で参加します。</p> <p>なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する参加意思確認申請書の提出を求める公示に基づく申請手続き及び契約に係る一切の責任を負うものとします。</p> <p>所在地</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者職氏名</p>
<p>構成員1</p> <p>大阪府商工労働部中小企業支援室長 様</p> <p>『令和8年度 商店街等活性化事業業務』に係る参加意思確認申請について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。</p> <p>所在地</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者職氏名</p>
<p>構成員2</p> <p>大阪府商工労働部中小企業支援室長 様</p> <p>『令和8年度 商店街等活性化事業業務』に係る参加意思確認申請について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。</p> <p>所在地</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者職氏名</p>

《様式9》

『令和8年度 商店街等活性化事業業務』に係る業務委託
共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、大阪府が発注する『令和8年度 商店街等活性化事業業務』(以下「本業務」という。)に係る業務委託(以下「本件業務委託」という。)を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後6ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。(支店の場合は支店名)

1 名称.....

2 名称.....

3 名称.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

(1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。

(2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

(3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記
名の上、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

所在地.....

名 称.....

代表者.....

《様式 10》（構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任）

委 任 状

令和 年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 _____（職 氏名）_____ を代理人と定め、

「令和8年度 商店街等活性化事業業務」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

（注意事項）

委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

《様式 11- 1 》（代表構成員が代表取締役の場合）

使 用 印 鑑 届

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

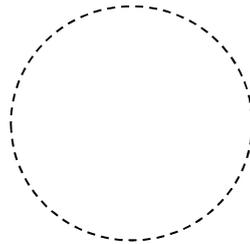
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ （実印）

私は、下記の印鑑を『令和8年度 商店街等活性化事業業務』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 参加意思確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

（注意事項）

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

《様式 11- 2》（代表構成員が受任者の場合）

使用印鑑届

令和 年 月 日

大阪府知事様

〇〇××共同企業体

代表構成員

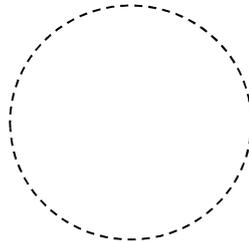
所在地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役職氏名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を『令和8年度 商店街等活性化事業業務』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 参加意思確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

質 問 書

大阪府商工労働部中小企業支援室長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

〔質問の内容〕

書類名		該当頁数	
項目名			

※質問項目は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先：大阪府商工労働部中小企業支援室 商業振興課 商業振興グループ
電子メールアドレス shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp